

「多摩地域企業・大学等連絡会」運営ルール

【名称】

名称を「多摩地域企業・大学等連絡会」、愛称を「ゆるたまネット」とする。

【目的】

多摩地域企業・大学等連絡会(以下、「連絡会」という。)は、多摩市を中心にボランティア活動や地域・社会貢献活動に取り組んでいる、あるいは取り組もうとしている企業や大学等(以下、「企業等」という。)で構成し、情報交換や学習会などを実施しながら、地域社会と企業等がつながりあう活動の促進を目的とする。

【会員】

連絡会は、上記の目的に賛同し、加入を希望する企業等を会員とする。

【活動内容】

連絡会の目的を達成するため次の活動を行う。

1. 会員相互の意見・情報交換及び交流
2. 学習会の開催
3. 会員相互の連携等による地域・社会貢献活動の実施
4. 会員が実施する活動の周知及び広報
5. その他、連絡会の目的を達成するために必要な活動

【運営について】

(事務局)

連絡会の事務局は、社会福祉法人 多摩市社会福祉協議会 多摩ボランティア・市民活動支援センター(以下、多摩ボラセンという。)に置く。

(会議等)

連絡会において定例会議は特に定めず、会員のメーリングリストを作成し、原則としてメールを通じて情報共有・意見交換を行うこととする。必要に応じて有志会員間で、適時、学習会・意見・情報交換会等を行う。また、その際、本連絡会の趣旨に賛同する外部機関・団体の協力等を得ることも可能とする。

(全体会)

連絡会全体での協議を行う全体会は年1回以上開催することとする。

【入退会について】

1. 連絡会への入会を希望する企業等は、メール・文面等で事務局にその旨を申し出ることとする。
2. 連絡会からの退会を希望する企業等は、メール・文面等で事務局にその旨を申し出ることとする。
3. 連絡会の趣旨に反する、または損なう行為等が認められた会員は退会とする。

【雑則】

1. 会員は、特定の政党・宗教を支持し、またはこれに反対する等、政治・宗教活動と認められる行為、および営利を目的とする行為を連絡会の活動内で行ってはならない。
2. 会員は、現在、反社会勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。また、反社会勢力の威力を用いて不当要求その他相手方の業務を妨害する行為を行わないことを確約する。
3. 会員は、知り得た他の会員の秘密を第三者に漏洩してはならない。
4. 本運営ルールに定めのない事項や予期せぬ事態の発生、あるいは各項の解釈に疑義が生じた場合、会員は、相互の信頼を損ねないよう、協議によってこれを誠実に解決する。